

府 共 第 3 号
平成25年1月9日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課長

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について

標記については、総務省において、「届出避難場所証明事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）がとりまとめられ、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について（通知）」（平成24年12月19日付け総行住第102号、総行市第175号総務省自治行政局長）が別添のとおり発出されましたが、事務処理要領3（3）カのとおり、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置について、住民基本台帳事務処理要領第6－10（他の市町村、閲覧、第三者申し出に係る部分を除く）に準じて取り扱うこととなっております。

つきましては、別添の通知の内容について、貴職より配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に遺漏のないよう周知方を願います。

（別添省略）